

緊急通報システム事業

うるま市では、1人暮らしの高齢者もしくは高齢者のみの世帯に対して、24時間対応可能な緊急通報システムを設置することで、日常生活の安全の確保と不安を解消することを目的としたサービスを提供しています。

1. 利用条件（下記の条件のどちらかを満たしている方が対象です。）

- (1) 在宅で1人暮らしをしている65歳以上の虚弱な高齢者であること
- (2) 65歳以上の高齢者のみの世帯でどちらかが虚弱な高齢者であること

※「虚弱な高齢者」とは…心臓、腎臓疾患や高血圧、糖尿病、慢性喘息などの病気がある方や、体力が低下している高齢者で日常生活上注意を要する方など（※要診断書）

2. サービス内容

- 緊急時にブザーを引っ張り、救急通報が可能。
- 24時間体制で緊急通報を受けつけ、必要に応じて協力員への連絡や救急車の要請を行います。
- 設置機器は以下のとおりです。
 - ①モバイル端末※
 - ②みまもりセンサー※通報時（緊急・相談ボタン押下後）の通話料はかかりません。
※緊急通報装置です。携帯電話ではございません。



3. サービス利用の流れ

- ①申し込み サービスの利用を希望する場合には、緊急通報システム事業の申請手続きが必要です。

【提出書類】

- ①申請書（※協力員を2名以上確保する必要があります）
- ②診断書
- ③誓約書
- ④利用調査票（※申請時間き取り）

※その他状況に応じ、必要な書類の提出を求める場合があります。

- ②利用審査 申請書類を審査し設置の可否を決定します。

- ③利用決定 利用の要否決定後、申請者に通知します。決定した場合は、委託事業所より設置の日程調整について連絡があります。

4. 注意事項

- 原則、家族・協力員は、申請者において2名以上確保が必要です。
- 緊急通報システム設置後に、住所・電話番号・家族・協力員等に変更がある場合は、すみやかにうるま市役所 介護長寿課へ届け出てください。届出がない場合、サービスの利用に支障をきたすおそれがあります。
- 緊急通報システム機器の設置・撤去工事費についてはうるま市が負担します。

※機器を紛失・破損した場合には、実費での弁償となりますのでご注意ください。※

～お問い合わせ先～

うるま市役所 介護長寿課 高齢者福祉係 ☎973-3208